

本邦以外の港湾に停泊中の艦船を納入場所とする艦船用燃料の調達
に係る契約希望者募集要項

本邦以外の港湾に停泊中の艦船を納入場所とする艦船用燃料の調達に係る契約について公募を実施するので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊呉地方総監部経理部長

記

1 調達品目等

令和5年度～7年度における、本邦以外の港湾に停泊中の艦船を納入場所とする艦船用燃料の調達。

細部は別紙第1のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省において指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の第1項に関する項目及び中国地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(7) 契約履行のために必要な次の能力・態勢を有する又は契約履行時までには有することが可能であること。

ア 本邦以外の港湾に停泊中の艦船に対し、艦船用燃料の所要の数量を所要の時期までに納入する能力・態勢

イ 不具合発生に対し、迅速かつ継続的に対応して不具合を解決する能力・態勢

3 参加表明書及び技術資料の提出

(1) 応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に呉地方総監部経理部長に提出した技術資料と、本年度の技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

ウ 前項第7号に示す資格要件を証する書類

エ 納入計画書（作成要領は、別紙第3に示す。）

(2) 提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係

〒737-8554

広島県呉市幸町8番1号

0823-22-5511（内線2254）

(3) 提出期間

令和5年2月16日（木）～令和5年3月15日（水）

なお、新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

4 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び態勢等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

- ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
 - (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

調達予定品目

項 目	内 容
燃 種	軽油2号（艦船用）免税（DSP K 2209E）、米軍規格（MIL-F-16884K）、国際標準規格（ISO-F-DMA）の石油製品規格のいずれかを満たすものの他、FAME含有量が0.1%質量以下のものとし、マルポール条約のSOx排出規制区域及び直近の寄港地（付紙で示す寄港地）では硫黄分0.1%質量以下のものとする。
搭載数量	各寄港地1回あたりの納入見込量：約400KL～3,000KL
履行期間	令和5年4月1日（土）～令和8年3月31日（火） （細部については、要求時に指定する。）
現地立会人	現地給油時間における本国と現地等との連絡態勢の確保、又は日本語のできる立会人又は日本語を通訳できる者を現地に派遣させること。
納入予定場所	付紙「寄港予定地一覧」による。
納入形態	付紙で示す納入方法を基準とし、納入方法に示す方法で納入できない場合の代替手段（パイプライン、バージによるSHIP TO SHIP納め、又はタンクローリーによる直接給油）
その他	バージの最大搭載量に応じた防舷物を準備するものとし、官側の承認を得るものとする。

寄港予定地一覧

寄港予定地	希望納入方法
ダッチハーバー (アメリカ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
サンディエゴ (アメリカ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
ヴィクトリア (カナダ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
マンサニーヨ (メキシコ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
カヤオ (ペルー)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
パルパライン (チリ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
ブエノスアイレス (アルゼンチン)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
リオデジャネイロ (ブラジル)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
レシフェ (ブラジル)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
カルタヘナ (コロンビア)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
ダバオ (フィリピン)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法

ダナン (ベトナム)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
ポートクラン (マレーシア)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
ムアラ (ブルネイ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
パナマシティ (パナマ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法
イスタパ (グアテマラ)	バージ又はパイプライン等 納入可能な方法

※1 寄港予定地に追加等ある場合は追加公募により示す。

※2 寄港予定地及び希望納入方法は予定であり細部は要求時に示す。

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇(株)
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

調 達 品 目	寄港予定地	備 考
本邦以外の港湾に停泊中の艦船を 納入場所とする艦船用燃料	〇〇〇 (〇〇〇)	
	△△△ (△△△)	
	××× (×××)	

(注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。)

募集区分に一部制約がある場合は、その旨を記載すること。

関連文書：呉監公示第4－号（令和5年2月 日）

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式

納入計画書作成要領
(寄港地ごとに作成する。)

年 月 日
会 社 名

納 入 計 画 書

- 1 寄港地名及び国名
- 2 供給可能燃種
 - (1) 燃種
 - (2) 品質証明書 (添付資料)
- 3 納入態勢
 - (1) 燃料の予定仕入先
 - ア 現地サプライヤー
 - (ア) 会社名
 - (イ) 住所及び電話番号
 - (ウ) 燃料タンクの諸元
 - (エ) 業者紹介 (添付資料)
 - イ 仲介業者
 - (ア) 会社名
 - (イ) 住所及び電話番号
 - (ウ) 業者紹介 (添付資料)
 - (2) 予定している納入方法
 - ア バージ
 - (ア) 船名 (バージの諸元を示す資料)
 - (イ) 最大積載量
 - (ウ) 送油能力
 - (エ) 全長・全幅等
 - (オ) 燃料施設までの往復・充填を加味した時間
 - イ パイプライン
 - (ア) 出荷地
 - (イ) 送油能力

- (ウ) 搭載可能岸壁
 - ウ タンクローリー
 - (ア) 最大積載量
 - (イ) 保有台数
 - (ウ) 送油能力
 - (エ) 燃料施設までの往復・充填を加味した時間
 - (3) 燃料搭載時の連絡態勢
 - ア 日本側窓口
 - (ア) 会社名
 - (イ) 住所及び電話番号
 - イ 現地立会人等
 - (ア) 会社名
 - (イ) 住所及び電話番号
 - (4) 品質管理体制
- 4 対応能力
- (1) 第3項第1号に記載された仕入先等に確認した1日あたりの最大納入可能量
 - (2) 発注から納入までの最短所要日数
 - (3) 納入にかかる制限（法律・港湾規則等に基づく制限事項等）
 - (4) 納入時の品質検査に合格しない場合の代替措置・所要日数
- 5 添付書類
- 上記のほか、参考となる資料を添付する。